

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第二十号

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年佐賀県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「という。」の下に「及び次に掲げる法律」を加え、「林業従事者等が」を「法第三条第一項の林業従事者等（以下「林業従事者等」という。）が」に、「林業従事者等に」を「林業従事者等、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）第四条第一項の認定を受けた中小企業者であつて同条第二項第二号口に規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）第五条第一項の認定を受けた促進事業者であつて同条第四項第二号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）に」に改め、同条に次の各号を加える。

一 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号。以下「林業経営基盤強化暫定措置法」という。）

二 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号。以下「林業労働力確保促進法」という。）

三 農商工等連携促進法

四 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）

五 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号。以下「公共建築物木材利用促進法」という。）

六 六次産業化法

第三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の貸付資格認定申請書には、知事が特に認められた場合を除き、誓約書（様式第一号の二）を添付するものとする。

第四条第一項に次の二号を加える。

五 認定中小企業者

六 促進事業者

第四条に次の二項を加える。

3 貸付金の貸付対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

四 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

五 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

六 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

4 貸付金の貸付対象者は、前項第二号及び第三号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であつてはならない。

第六条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる資金の償還期間については、当該各号に定めるとおりとする。

一 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）第七条第一項に規定する資金であつて、林業経営基盤強化暫定措置法第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る林業経営改善計画に従つて同条第二項第三号の措置を実施するために必要なもの 十二年以内（三年以内の据置期間を含む。）

二 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年政令第百五十三号）第三条第一項に規定する資金であつて、林業労働力確保促進法第五条第一項の認定を受けた事業主が当該認定に係る改善措置についての計画に従つて同法第五条第一項の改善措置を実施するために必要なもの 十五年以内（三年以内の据置期間を含む。）

三 農工商等連携促進法第四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農工商等連携事業計画に従つて同条第二項第二号口の措置を実施するために必要な資金 十二年以内（五年以内の据置期間を含む。）

四 農林漁業バイオ燃料法第四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る生産製造連携事業計画に従つて同法第二条第三項第二号イの措置を実施するために必要な資金 十二年以内（三年以内の据置期間を含む。）

五 公共建築物木材利用促進法第十条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る木材製造高度化計画を実施するために必要な資金 十二年以内（三年以内の据置期間を含む。）

六 六次産業化法第五条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る総合化事

業計画に従って同条第四項第二号の措置を実施するために必要な資金 十
二年以内（五年以内の据置期間を含む。）

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、東日本大震災に対処するための特別の財政援助
及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第一項に規定す
る東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）により著しい被害を受けた
者であつて、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他
これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（加工品を含む。）に係る売
上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証
明を市町村長その他相当な機関から受けた者にあつては、同法に基づき平成
二十八年三月三十一日までに県の貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還
期間（据置期間を含む。以下この項において同じ。）は、前項各号に定める償
還期間を三年延長して適用するものとする。

様式第一号を次のように改める。

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書
(林業・木材産業改善措置に関する計画書)

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所 〒
電話番号
氏 名 印
(会社その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名)

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目的

林業・木材産業改善措置の目的	該当するものに印を記載	添付する別紙
林業経営又は木材産業経営の改善		別紙1
林業労働に係る労働災害の防止		別紙2
林業労働に従事する者の確保		別紙3

注 林業・木材産業改善措置の目的及び申請者の区分に応じ、添付する別紙欄に記載する別紙を添付すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容

林業・木材産業改善措置の内容	該当するものに印を記載	添付する別紙
機械又は施設の購入		別紙4
森林施業の実施に係るもの		別紙5
権限に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得		別紙6

注 林業・木材産業改善措置の内容に応じ、添付する別紙欄に記載する別紙を添付すること。

3 林業・木材産業改善措置の実施時期

項 目 (注3)	年度別の事業量(注4)			年度	年度	林業・木材産業 改善措置の対象 (注5)
	年度 (月日)	年度	年度			

注 1 全体の工程が明らかになるよう、林業・木材産業改善措置については当該措置に係る事業及びその運用計画を明らかにするとともに、林業・木材産業改善措置以外の措置についても必要に応じ記載すること。

2 2表の林業・木材産業改善措置の内容と整合を図って記載すること。

3 項目の欄には、例えば、機械の導入、での間伐の実施、から立木の購入等と記載すること。

- 4 年度別の事業量欄には、当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業の完了予定月日を()書で記載するとともに、年度別の運用計画を生産量、販売量、購入量、実施面積等の事業量で記載すること。
- 5 林業・木材産業改善措置の対象の欄には、林業・木材産業改善措置として行う項目につき、 を付すこと。

4 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高 円(年 月 日現在)							
区 分	総事業費(注1)			資金内訳			
				計 (注2)	改善資金	その他の 借入金	自己資金
年度							
年度							
年度							
年度							
合計							

- 注 1 総事業費の区分の欄は、機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等の取組の具体的な内容を記載すること。また、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。
- 2 総事業費の計の各年度の合計欄は、2表の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙における年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。

(添付資料)

- 1 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項に規定する林業経営改善計画の認定書の写しを添付すること。
- 2 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第3条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する改善措置についての計画の認定書の写しを添付すること。
- 3 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 5 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第10条第1項に規定する木材製造高度化計画の認定書の写しを添付すること。
- 6 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 7 申請者は、上記1～6の資料と併せて誓約書(様式第1号の2)を添付すること。

別紙 1 (林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合)

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

項 目	現 状	目 標
従 業 員 数 (個人の場合、家族従業者数を内書)	人 (人)	人 (人)
資本金又は出資金 (法人のみ)	万円	万円
資本整備の状況 (注 1)		
生産等の状況 (注 2)		
年 間 収 入 (法人の場合、年間売上高)(注 3)	万円	万円
年 間 所 得 (法人の場合、年間営業利益)(注 3)	万円	万円

注 1 資本整備の状況の欄は、事業実施に必要な主な施設や機械器具等の設置状況について記載すること。

2 生産等の状況の欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

3 年間収入・年間売上高及び年間所得・年間営業利益の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目 (注 1)	現 状 (注 2)	目 標 (注 2)	1 表との関係 (注 3)

注 1 改善項目の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標 (生産性の向上、生産量の増加、生産及び販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等) を記載すること。

2 現状及び目標の欄は、改善項目の現状と目標を原則として数値で記載すること。

3 1 表との関係の欄は、本目標と 1 表で記載する年間収入 (売上高) 又は年間所得 (営業利益) との関係を記載すること。

別紙 2 (林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合)

林業・木材産業改善措置の目標

(林業労働従事者用)

項 目	現 状	目 標
年間従事日数	日	日
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

注 労働災害防止の欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と目標を記載すること。

(雇用主 (個人を含む。) 用)

項 目	現 状	目 標
従業員数 (注 1)	人	人
年間延べ雇用量 (注 1)		
保有安全衛生施設		
労働災害防止 (注 2)		

注 1 従業員数及び延べ雇用量には、家族従業者を含めること。

2 労働災害防止の欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と目標を記載すること。

別紙3（林業労働に従事する者の確保を目的とする場合）

林業・木材産業改善措置の目標

項 目	現 状	目 標
従業員数（注1）	人	人
年間延べ雇用量（注1）		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保（注2）		

注 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従業者を含めること。

2 労働従事者の確保の欄は、新規雇用者数、従業員全体に占める若年（例えば40歳未満）従業者数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と目標を記載すること。

別紙4（機械・施設の導入の場合）

林業・木材産業改善措置の内容

_____年度

項目	現在設置している機械・施設	導入機械・施設
目的		
品目		
メーカー		
型式		
規格・能力等		
導入時期	購入： 年 月 日	設置予定： 年 月 日
台数	台	台
単価		円
所要額		円
その他（注2）	処分方法（廃棄・下取・継続使用）	更新・新規 新品・中古（ 年製造） 購入・賃貸

注 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。また、導入が複数ある場合は、表を追加や加工するなどして様式を変更すること。

2 その他の欄には、各記入欄に記述できない必要事項を記載すること。

別紙5（森林施業の実施に係るものである場合）

林業・木材産業改善措置の内容

_____年度

項 目		内 容					
目 的							
施業対象森林の概要		別紙のとおり（注2）					
作業種	森林の位置	作業種別の事業計画					
		事業開始時期 ～終了時期	齢 級	面 積	材 積	延 長	所要額
間 伐							
	計						
複層伐							
	計						
作業路 の開設 ・改良							
	計						
合 計							

注 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。

2 施業対象森林の概要は、所在地、現況（樹種別・林種別・齢級別の面積、蓄積）を別紙に記載すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。

別紙6（権限に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得を行うものである場合）

林業・木材産業改善措置の内容

年度

伐採対象立木（注2、注3）											取得 予定 年月 日	取得 対象 立木 （注5）	所要額
立木 所有 者の 氏名	立木の位置			立木の樹種、樹齢及び材積									
	市町	地番	林小班	人工林（注4）			天然林（注4）			計			
				樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積	材積			
計													

- 注 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
- 2 伐採対象立木には、権限に基づき管理している立木を記載すること。
- 3 林小班ごとに記載すること。
- 4 樹種及び樹齢が複数のものは、主たるものを記載すること。
- 5 取得対象立木欄には、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき を付すこと。
- 6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

（添付資料）

- 1 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図を添付すること。
- 2 木材加工業者と木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第1号の2（第3条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)及び(3)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

（法人その他の団体にあつては事務所所在地）

住 所 _____

（法人その他の団体にあつては法人・団体名、代表者名）

（ふりがな）

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

様式第三号を次のように改める。

佐賀県知事 様

佐賀県林業・木材改善資金貸付規則第8条の規定に基づき、次のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けを申請します。

申請者	住所	〒				
	ふりがな 氏名(名称及び代表者名)	印	電話番号 ()	生年月日 年 月 日生	年齢 歳	職業
	事業の概要				設立の時期 (個人の場合は 事業開始時期)	年 月 日

償還期間	据置期間	資金交付希望日 年 月 日	借り受けようとする事業の内容及び金額		
			事業内容	事業費 千円	申請額 千円
年	年	年 月 日		千円	千円

償還計画	償還月日 月 日	償還年次	償還額	償還年次	償還額	償還年次	償還額
		1年目 (年)	千円	6年目 (年)	千円	11年目 (年)	千円
		2年目 (年)	千円	7年目 (年)	千円	12年目 (年)	千円
		3年目 (年)	千円	8年目 (年)	千円	13年目 (年)	千円
		4年目 (年)	千円	9年目 (年)	千円	14年目 (年)	千円
		5年目 (年)	千円	10年目 (年)	千円	15年目 (年)	千円

連帯債務者	住所	〒				
	ふりがな 氏名	印	電話番号 ()	生年月日 年 月 日生	年齢 歳	職業

連帯保証人	住所	〒				
	ふりがな 氏名	印	電話番号 ()	生年月日 年 月 日生	年齢 歳	職業
	住所	〒				
	ふりがな 氏名	印	電話番号 ()	生年月日 年 月 日生	年齢 歳	職業
	住所	〒				
	ふりがな 氏名	印	電話番号 ()	生年月日 年 月 日生	年齢 歳	職業

担保物件の有無	担保物件の内容
有・無	

以下の欄は関係機関が記入すること。

受理機関名	受理年月日
森林組合等	年 月 日
市町	年 月 日
農林事務所	年 月 日

様式第五号中「通り」を「とおり」と改め、同様式裏面中

「(11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めるとき。」を

「(11) 乙が佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則第4条第3項及び第4項の規定に違反していることが判明したとき。

(12) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めるとき。」と改める。

様式第六号を次のように改める。

林業・木材産業改善資金事業実施報告書

佐賀県知事 様

住 所〒

電話番号

氏 名

印

〔 会社その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

さきに借り受けた林業・木材産業改善資金について、下記のとおり事業を実施したので報告します。

なお、事業計画における内容等については、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書の記載内容と同様です。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	
資金借受年月日	年 月 日
借受金額	千円

2 資金調達の実績

区 分	総 事 業 費	資金調達区分		
		林業・木材産業 改善資金	自 己 資 金	そ の 他 ()
実 績	円	円	円	円

注 借受申請が共同で行われた場合には、個人別明細表を添付すること。

3 事業実施状況

事業着工年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日
事業実施場所	

注 事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で実施した場合のみ記入すること。

事業実績				
内容	数量	単価	支払金額	領収書番号
		円	円	
申請時の計画と実績の相違点とその理由				

注 1 内容欄には、貸付対象の機械・施設名（型式・規格等）、作業路の延長、森林面積等を詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。

2 研修の場合は、研修実施機関における修了や受講を証明する書類等の写しを添付すること。

以下の欄は確認を行った関係機関が記入すること。

事業費等の確認

貸付対象機械等の適否			
貸付決定額の確認	貸付決定額	円	
	貸付超過額	円	
	貸付超過の場合の処理経過		
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 確認した機関名（責任者） 印		

注 貸付対象機械等の適否を判断するに当たっては、事業実施の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。